

目黒区雨水流出抑制施設等設置助成要綱

平成 5 年 2 月 25 日付け目都計第 467 号制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨による水害の防止及び安全な生活環境の確保、並びに雨水の利用の推進に資するため、総合的な治水対策の一環として行う民間施設における雨水流出抑制施設の整備に要する費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水流出抑制施設 雨水の流出を抑制するために、雨水を地下に浸透、一時貯留する施設で、その構造等が第3条第2号に該当するものをいう。
- (2) 公共雨水浸透ます 東京都下水道局で道路内に設置する雨水浸透ますをいう。
- (3) 雨水タンク 屋根に降った雨水を一時貯留するタンクをいう。

(対象とする助成事業)

第3条 助成の対象とする事業は、次に掲げるもの（仮設建築物に係るものを除く。以下「助成対象事業」という。）とする。

- (1) 雨水流出抑制施設を設置する工事
 - (2) 公共雨水浸透ますへ宅地内の雨水管を接続する工事
 - (3) 雨水タンクを設置する工事
- 2 前項第1号及び第2号の工事は、次の各号の要件を備えているものとする。
- (1) 目黒区の区域内で行われるもの。
 - (2) 個人が所有する住宅等に設置するもの（敷地面積が 500 平方メートル以上の新築住宅を除く。）。
 - (3) 各宅地における雨水流出抑制能力が向上すると区長が認めるもの。
 - (4) 「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）」（平成 21 年 2 月東京都総合治水対策協議会）42 頁に規定する施設又は当該施設と同等以上の単位貯留浸透量を有するもの。
- 3 第1項第3号の工事は、次の各号に該当するものとする。
- (1) 前項第1号から第3号までの要件を備えていること。
 - (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当すること。
 - ア 第1項第1号又は第2号の工事を伴う場合
 - イ 雨水流出抑制施設の設置が困難な場合
 - (3) 別に定める基準を満たしていること。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、助成対象事業に係る住宅等の所有者（個人に限る。）とする。

(助成金)

第5条 区長は、予算の範囲内で、400,000 円を限度として、別に定める標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額又は当該工事に要した額のいずれか小さい額（助成対象者が他の法令による当該施設に係る助成金を受けるときは、当該助成金の額を控除した額。以下「助成

金」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の工事については、56,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、着工前に、雨水流出抑制施設等設置工事費助成金交付申請書(別記第1号様式)により、区長に申請しなければならない。この場合において、施工計画書・案内図・配置図・構造図・見積書写し等必要な図書を添付するものとする。

2 前項の場合において、代理人が申請者に代わって申請するときは、委任状(別記第2号様式)を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、助成金交付申請書及び関係書類を審査のうえ、助成金の交付の適否を決定し、当該申請者に対して雨水流出抑制施設等設置工事費助成金交付・不交付決定通知書(別記第3号様式)により、その旨を通知するものとする。

2 区長は、前項の通知をするときは、交付決定の場合にあっては交付予定額、交付対象工事の範囲及び交付条件を、不交付決定の場合にあってはその理由を、同項の通知書に記載するものとする。

(工事の変更又は中止)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知後、当該工事を変更又は中止しようとするときは、速やかに雨水流出抑制施設等設置工事変更・中止届(別記第4号様式)を区長に届け出なければならない。

2 区長が、前項の届出があった場合は、当該届出に係る変更又は中止の理由がやむを得ないと認めるときは、前条に規定する助成金交付決定を変更し、又は取り消し、その旨を雨水流出抑制施設等設置工事費助成金交付決定変更・取消通知書(別記第5号様式)により、交付対象者に通知するものとする。

(工事完了届)

第9条 第7条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者は当該工事が完了したときは、雨水流出抑制施設等設置工事完了届(別記第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- (1) 構造が確認できる写真及び工事完了写真
- (2) 竣工図及び工事が確認できる資料
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 区長は、前条の届出があったときは、当該工事について調査し、助成金の額を確定し、当該届出者に対し雨水流出抑制施設等設置工事費助成金確定通知書(別記第7号様式)によりその旨を通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の通知を受けた者は、雨水流出抑制施設等設置工事費助成金交付請求書(別記第8号様式)により助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは請求内容を審査のうえ助成金を交付するものと

する。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、第7条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 不正の手段により、助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱その他の規程に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該交付決定を受けた者にその旨を雨水流出抑制施設等設置工事費助成金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

(維持管理)

第13条 前条第2項の規定により助成金の交付を受けた者は、工事完了後も雨水流出抑制能力の保持及び雨水タンクの衛生的環境への配慮等のため、適切な維持管理に努めなければならない。

(規則の適用)

第14条 この要綱に定めのない事項については、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）によるとともに、必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年3月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。